

第3編 衝突海難の再発防止に向けて

内航海運は、我が国の経済活動の基盤を担い、国民生活に大きな役割を果たしていることから、海上輸送の安全確保が重要な課題の一つとなっている。一方で、近年、船員数が減少傾向にあり、船員の高齢化と若年船員の不足という問題を抱えるなど、内航貨物船を取り巻く情勢も一段と厳しさが増している。

こうした状況のもと、内航貨物船の海難は、漸減傾向にあるものの、平成12年から同14年の3年間に海難審判庁が取り扱った全事件のうち、内航貨物船が全体の約4分の1を占め、そのうち、衝突事件が半数を占めている。

海上衝突予防法とグッドシーマンシップ

海上衝突予防法は、海上交通の基本法であり、衝突を防止するための二船間の定型的な航法のほか、見張りの方法など基本的な事項も定めており、すべての操船者がこの交通ルールや基本的な事項を守ってこそ、はじめて海上交通の安全が確保されるものである。

一方で、海上においては、陸上交通と異なり、自然環境、船舶の多様な運航形態などのさまざまな条件下で、具体的にルール化することが困難な点も多々あり、海上衝突予防法は、こうしたルール化が困難な点について、船舶の運航に当たって長い間に培われてきた、良き慣行である「グッドシーマンシップ」に基づいた判断（船員の常務）に委ねている。

したがって、定型的なルールを守ることはもとより、このようなルール化されていない不測の事態に対し、適時適切に対処できるよう、日ごろから判断力を養成しておく必要がある。

安全運航の基本は見張りから 安全教育の推進 海技の伝承

衝突海難原因の実に6割が見張り不十分となっており、船舶を運航するうえで最も基本となる見張りが疎かになっていることを示している。

乗組員数が減少する中で、特に小型の内航貨物船にあつては、複数で船橋当直を行うことは困難な状況にあることから、個々の船橋当直者のレベルアップを図ることが大切であり、船長はもとより各当直者が、安全運航の基本が見張りにあることを再認識することが必要である。

そして、船長は、日ごろから乗組員との意思の疎通を図って技量を把握し、船橋当直についての指示や注意事項を周知徹底するとともに、特に、若年の乗組員に対する船内教育や海

技の伝承を行って育成していく必要がある。

また、機会あるごとに安全教育の場などに積極的に参加し、事故事例やヒヤリハット事例から得られる教訓を活かして安全運航に努めなければならない。

一方、海技免許を受有していない者は、免許の取得を通して海技知識を広げ、経験を積み重ねることによって一層の技術向上を図らなければならない。

さらに、船舶所有者や運航者の側にあっても、船舶の安全運航についての安全管理システムの構築が求められるようになり、海陸一体となった積極的な安全運航への取り組みが必要となっている。

海難審判庁では、こうした実情を踏まえ、船舶の乗組員をはじめ海事関係者に対し、安全教育の推進や安全対策の策定等に活用でき、海難の再発防止に役立つ情報を提供するため、裁決によって明らかとなった内航貨物船の衝突海難について、その発生要因を様々な角度から分析した。

本分析集が海難の再発防止に寄与できることを願っている。

過去の分析集

平成 13 年 底びき網漁船の操業中における転覆・沈没海難の分析

平成 13 年 遊漁船・瀬渡船海難の分析

平成 14 年 プレジャーボート海難の分析

平成 15 年 G P S と海難